

鉄道才一六号

昭和二十五年一月三十日

運輸大臣 大 蔵 省 三

交渉責任者
運輸省民営鉄道部監理課
石川 事務官

内閣總理大臣 吉 田 茂 藏

陸上交通事案調整法の一部を改正する
法律案の要綱について

陸上交通事案調整法の一部を改正する法律案を、才七国会に提出する必要があるから、別紙要綱を添えて閣議了解を求める。

陸上交通事案調整
法の一部改正法案
昭和二十五年一月三十日

裏面白紙

陸上交通事業調整法の一部を改正する法律案要綱

第一 交通事業調整審議会廃止の閣議決定に伴い陸上交通事業調整法中から交通事業調整審議会の條項を削除し、その権限を運輸審議会に行わせる。

第二 私有独占禁止法の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第百三十八号）第一条の規定によつて現在失効している陸上交通事業調整法第二条第一項六号（運賃又は料金の協定命令）及び七号（運輸上の協定命令）を削除する。

第三 附則中で運輸省設置法を改正して、運輸審議会の諮問事項中に第一の趣旨を加える。

C
T
S,
蘇

建設省——近外資資金に協力をせよといふ。——近知者として、近大凡の知者の如くにやむを得ずである。建設省次第に買収部長と買収省副部長といふ語で了解せり。建設省は買収部を設けたい。

也

陸上交通事業調整法の一部を改正する法律(案)
陸上交通事業調整法(昭和十三年法律第七十一号)の一部を次の
ように改正する。

第二條第一項本文中「交通事業調整審議会ノ意見ヲ徴シ」を削る。
同條同項第六号及び第七号を次のように改める。

第六号↑削除

第七号↑削除

第三條第三項を削り、同條第四項中「第二項」を「前項」に改め

る。

第四條及び第五條を次のように改める。

第四條 削除

第五條 削除

第十二條中「交通事業調整審議会ノ意見ヲ徴シ」を削り、同條の
次の一條を加える。

第十三條 第二條第一項ノ規定ニ依ル決定若ハ第三條第二項ノ規定

ニ依ル裁定又ハ第十二條ノ規定ニ依ル処分ヲ爲ザントスルトキハ
運輸大臣ハ運輸審議会ノ意見ヲ徴スヘシ

附 則

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2

運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次の
ように改正する。

第六條第一項第十一号の三の次に次の一号を加える。

十一の四 陸上交通事業調整法(昭和十三年法律第七十一号)

第二條第一項の規定による決定、若シハ第三條第二項の規

定による裁定又は第十二條の規定による処分

交通事業調整審議会令(昭和十三年勅令第五百四十三号)は、

廢止する。

裏面白紙

理由
審議会等の整理の閣議決定によつて、交通事業調整審議会は廃止
されることに決定したので、同審議会の権限を運輸審議会に行わせ
る必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

鉄總才一三七号

昭和二十五年二月四日

交渉責任者

運輸省民営鉄道部監理課

石川事務官

運輸大臣 大屋 晋 三

建設大臣 益 谷 秀 次

内閣総理大臣 吉 田 茂 殿

陸上交通事業調整法の一部を改正する法律案の
閣議請議について

陸上交通事業調整法の一部を改正する法律案を、才七国会に
提出する必要があるから、別紙改正法律案及び理由を添えて閣
議請議を求める。

陸上交通事業調整法等の一部を改正する法律案

才一条 陸上交通事業調整法（昭和十三年法律才七十一号）の一部を次のように改正する。

才二条才一項中「交通事業調整審議会ノ意見ヲ徴シ」を削り、才六号及び才七号を次のように改める。

六 削除

七 削除

才三条才三項を削り、同条才四項中「才二項」を「前項」に改める。

才四条及び才五条を次のように改める。

才四条及び才五条 削除

才十二条中「交通事業調整審議会ノ意見ヲ徴シ」を削り、同条の次に次の一条を加える。

才十三条 才二条才一項ノ規定ニ依ル決定若ハ才三条才二項ノ規

定ニ依ル裁定又ハ才十二条ノ規定ニ依ル処分ヲ為サントスルトキハ運輸大臣ハ運輸審議会ノ意見ヲ徴スヘシ

才二条 運輸省設置法（昭和二十四年法律才百五十七号）の一部を次のように改正する。

才六条才一項才十一号の三の次に次の一号を加える。

十一の四 陸上交通事業調整法（昭和十三年法律才七十一号）

才二条才一項の規定による決定、同法才三条才二項の規定による裁定又は同法才十二条の規定による処分

附 則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

理 由

交通事業調整審議会を廃止するため、陸上交通事業調整法及び運輸省設置法の一部を改正する必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

陸上交通事業調整法等の一部を改正する法律

第一條 陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二條 第一項中「交通事業調整審議会ノ意見ヲ徴シ」を削り、第六号及び第七号を次のように改める。

六 削除

七 削除

第三條 第三項を削り、同條第四項中「第二項」を「前項」に改める。

第四條 及び 第五條 を次のように改める。

第四條 及 第五條 削除

第十二條 中「交通事業調整審議会ノ意見ヲ徴シ」を削り、同條の次に次の一條を加える。

第十三條 第二條 第一項ノ規定ニ依ル決定若ハ第三條 第二項ノ規

定ニ依ル決定又ハ第十二條ノ規定ニ依ル処分ヲ爲サントスルトキハ運輸大臣ハ運輸審議会ノ意見ヲ徴スベシ

第二條 運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第六條 第一項第十一号の三の次に次の一号を加える。

十一の四 陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）

第二條 第一項の規定による決定、同法第三條 第二項の規定による決定又は同法第十二條の規定による処分

附 則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

理由

交通事業調整法を廃止するため、陸上交通事業調整法及び運輸省設置法の一部を改正する必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

裏面白紙